

墨田区立図書館設置条例の一部を改正する条例（案）概要

1 墨田区立図書館の設置及び廃止

(1) 設置

墨田区立ひきふね図書館を、東京都墨田区京島一丁目36番5号に設置する。

(2) 廃止

墨田区立寺島図書館（東京都墨田区東向島三丁目34番4号）及び墨田区立あずま図書館（東京都墨田区文花一丁目19番1号）を廃止する。

2 駐車場使用料の設定

墨田区立ひきふね図書館に付置する駐車場の使用料を以下のとおり定める。

(1) 30分以内の使用 無料

(2) 30分を超える使用 最初の30分を除き、30分までごとに150円

ただし、墨田区教育委員会が特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

3 施行期日

平成25年4月1日